

○調布市総合教育会議運営規程

平成27年 5 月22日訓令第10号

調布市総合教育会議運営規程

(目的)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 1 条の 4 第 9 項の規定により、調布市総合教育会議（以下「会議」という。）の円滑な運営に必要な事項を定める。

(所掌事項)

第 2 条 会議は、次の各号に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(会議)

第 3 条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

- 2 会議は、市長が招集する。
- 3 会議の議事進行は、市長が行う。
- 4 会議は、緊急を要する場合は、市長と教育長のみで開くことができる。
- 5 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 6 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 4 条 会議は、これを公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、非公開とする。

- (1) 非公開情報が含まれる事項について、協議・調整を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に支障が生ずると認められる場合
- (議事録)

第 5 条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定に該当する場合にあっては、公表しないことができる。

(会議の傍聴)

第 6 条 会議の傍聴の取扱いは、調布市教育委員会傍聴規則（昭和62年調布市教育委員会規則第 5 号）に準ずるものとする。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、行政経営部企画経営課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成27年 5 月22日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月31日訓令第 6 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。